

「毎月勤労統計」における  
集計方法の変更を受けた  
雇用者報酬推計の対応について

平成31年4月11日  
内閣府経済社会総合研究所  
国民経済計算部

# サンプル入替え要因の「雇用者報酬推計」における調整方法(当面の対応)

- 「毎月勤労統計」における1月時点での新旧データを用い、段差が生じないように接続。
- なお、国民経済計算の基準改定の際には、「毎月勤労統計」における、最新の労働者数ウェイトのベンチマークを反映した賃金水準を取り込み、従前の労働者数ウェイトのベンチマークを反映した賃金水準との間を補間推計することを念頭に置いている。  
(今後、基礎統計における検討や追加的な情報等を踏まえ、必要に応じて検討)

